

令和3年 第3回（8月）定例会

# 県央県南広域環境組合

## 議会 会議録

令和3年 第3回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

1 場 所 県央県南クリーンセンター 2階大会議室  
諫早市福田町1250番地

2 会 期 令和3年8月25日（1日間）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
8	25	水	定 例 会	開会、副議長の選挙、議席の指定、会期決定、会議録署名議員の指名、議会運営委員会委員の選任、一般質問、報告、議案上程、説明、審議、討論、採決、閉会

4 付議事件表

番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		副議長の選挙について		指名により生田忠照君
		議席の指定について		1番 濱崎清志君 2番 本田順也君 14番 生田忠照君
		会期決定の件		8月25日の1日と決定
		会議録署名議員の指名について	8月25日	指名 大山真一君 上田篤君
		議会運営委員会委員の選任について	8月25日	指名 濱崎清志君 中村太郎君 森多久男君 町田康則君 小嶋光明君

報告 第1号	本 会 議	繰越明許費について（令和2年度県 央県南広域環境組合一般会計）	8月25日	報 告 受 理
議 案 第4号	本 会 議	令和3年度県央県南広域環境組合一 般会計補正予算（第1号）	8月25日	原 案 可 決
議 案 第5号	本 会 議	令和2年度県央県南広域環境組合一 般会計歳入歳出決算の認定について	8月25日	認 定

#### 5 一般質問発言順序及び発言要旨

月 日	質 問 者	質 問 要 旨		ページ
8月25日	松永隆志 議 員	1	<p>1 新施設建設にあたり、現在の施設建設及び運営における反省点をどのように考えているのか伺う。</p> <p>2 新施設移行期への対応について伺う。</p> <p>3 新施設運営経費の確定方法について伺う。</p> <p>4 組合としての新施設に関する技術的把握の手法について伺う。</p> <p>5 現在、運転業務を行っている職員の新施設移行後の雇用について伺う。</p> <p>6 余熱利用施設について伺う。</p> <p>7 地元説明会の予定について伺う。</p>	8

○ 出席議員（14名）

- 1 番 濱崎 清志 君
- 2 番 本田 順也 君
- 3 番 森 和明 君
- 4 番 中村 太郎 君
- 5 番 森 多久男 君
- 6 番 大久保 正博 君
- 7 番 松永 隆志 君
- 8 番 大山 真一 君
- 9 番 上田 篤 君
- 10番 町田 康則 君
- 12番 隈部 和久 君
- 13番 小嶋 光明 君
- 14番 生田 忠照 君
- 15番 林田 直記 君

○ 欠席議員（1名）

- 11番 高木 和恵 君

○ 説明のため出席したもの

- 管理者 大久保 潔重 君
- 副管理者 古川 隆三郎 君
- 副管理者 松本 政博 君
- 監査委員 徳永 清己 君
- 事務局長 加藤 成昭 君
- 総務課長 馬場 英二 君
- 施設課長 石橋 勝也 君
- 総務課課長補佐 酒井 俊治 君
- 施設課課長補佐 山下 秀顕 君

○ 議会関係出席者

- 書記長 濱崎 和也 君
- 書記 福田 昌宏 君
- 書記 岸本 晶 君

(午後2時00分 開会)

**○議長（林田直記君）**

定刻になりましたので、ただいまから令和3年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名でございます。定足数に達しております。

なお、高木和恵議員から本日欠席の届出がっております。

また、今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

次に、島原市選出議員の辞職に伴い、新たに組合議員として選出されました議員を御紹介いたします。

島原市議会選出、濱崎清志議員。同じく、本田順也議員。同じく、生田忠照議員でございます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、議事の進行上、ただいま御着席の席を仮議席といたしております。

また、今期定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環といたしまして、クールビズによる空調管理を行っております。議場での服装につきましては、上着等の着用は各位の判断にお任せいたしますので、よろしく願いいたしたいと存じます。

今期定例会は3密を回避するため、換気をよくし、一人一人の間隔を空けるなど、基本的感染対策を講じておりますので、皆様におかれましても御理解と御協力をお願いいたします。

また、本日は、組合議会傍聴規則第3条の規定に基づき、傍聴人の人数を制限いたしております。傍聴人の皆様におかれましても御理解いただき、傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

なお、報道取材のため、撮影の申出がありましたので、組合議会傍聴規則第7条の規定により、特別に許可をいたしております。

ここで、管理者より発言の申出がっておりますので、発言を求めます。管理者。

**○管理者（大久保潔重君）**

皆様こんにちは。御挨拶を申し上げる前に、私どもの副管理者であります雲仙市の金澤市長から豪雨災害の対応のため、本日欠席させていただきたい旨の報告がっておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

それでは、組合議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和3年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は、昨年度から新施設が供用開始するまでの「つなぎ運転」の期間に入っておりますが、おおむね1日当たり250トンの安定したごみ処理を継続しております。今年度は4月13日から21日までの9日間、全炉停止を行い、ごみピット内の残量調整と炉の定期点検整備を計画的に実施したところでございます。

また、今年度に繰り越しましたガスエンジン改修工事につきましても、最後の5台目の搬入が6月末に完了し、本格運転に向けて調整が進められており、予定工期であります11月末には完了する見込みでございます。

なお、今議会において、このガスエンジン改修工事の繰越しに伴い、増額が必要となりました費用についての補正予算を計上させていただきました。

第2期ごみ処理施設整備事業につきましては、昨年度から引き続き生活環境影響調査を実施しており、併せて今年度に入り、東部リレーセンター及び西部リレーセンターの基幹的設備の改良と、南島原市への新たな中継施設整備に係る実施計画の策定に取りかかったところでございます。

また、今年7月2日には、第2期ごみ処理施設の整備及び運営に係る事業者を選定するための「事業者選定委員会」を開催し、7月中旬に事業者を募集するための「実施方針」を公表したところでございます。

令和4年度早期の事業者との契約を目指し、本事業の入札公告を行うに当たり、これに必要な予算の裏づけとして、債務負担行為の設定が必要であるため、今議会において当該事業に係る債務負担行為の補正予算を計上させていただきます。

今後も、事業者選定委員会において十分な審査、審議を行っていただき、環境負荷が小さく、地球温暖化対策や循環型社会形成の推進に貢献でき、安定的かつ効率的なごみ処理施設の整備と運営に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今定例会では、「令和2年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を含む2件の議案及び1件の報告を提出させていただきました。

内容につきましては、後ほど事務局長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、私からの開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（林田直記君）

それでは、日程第1「副議長の選挙について」を議題といたします。

組合規約第7条第2項の規定により「組合議員のうちから組合の議会で選挙する。」となっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(林田直記君)**

異議ありませんので、副議長の選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(林田直記君)**

異議なしと認めます。よって、議長において指名する方法に決定いたしました。

副議長に生田忠照議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました生田忠照議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(林田直記君)**

異議なしと認めます。よって、生田忠照議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました生田忠照議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

副議長就任の承諾及び挨拶をお願いいたします。

**○副議長(生田忠照君)**

それでは、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

ただいま議員各位の御推挙をいただきまして、県央県南広域環境組合議会副議長の要職に就くことになりました生田でございます。誠に光栄と存じ、深く感謝を申し上げます。

微力ではございますが、議長のもとに相助け合い、広域行政の進展と地方自治の発展のために努力を払い、議会運営に万全を期してまいりたいと考える次第でございます。

ここに議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長(林田直記君)**

どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、日程第2「議席の指定について」を議題といたします。

新たに議員となられた方の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議

長において指定いたします。

1 番 濱崎清志議員。

2 番 本田順也議員。

1 4 番 生田忠照議員。

以上、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月25日、1日とし、会期中の日程につきましては、御手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長（林田直記君）**

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により、会議録署名議員に8番大山真一議員及び9番上田篤議員を指名いたします。

次に、日程第5「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

現在、議会運営委員が1名欠員となっております。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、濱崎清志議員を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長（林田直記君）**

異議なしと認めます。濱崎清志議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条第3項の規定に基づき、前任者の在任期間となりますので、令和3年8月28日までとなります。また、その他の委員も8月28日で任期満了となりますので、新たな議会運営委員会委員を選任する必要があります。

任期満了後の新たな委員の選任につきましては、委員会条例第2条第2項及び第5条の規定に基づき、1番濱崎清志議員、4番中村太郎議員、6番森多久男議員、10番町田康則議員、13番小嶋光明議員、以上5名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長（林田直記君）**

異議なしと認めます。以上5名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条及び第3条の規

定に基づき、本年8月29日から令和5年8月28日までの2年間となります。よろしく願いいたします。

次に、日程第6「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いたします。発言時間につきましては、申合せによる時間内に終わるようお願いいたします。

答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

なお、本日の一般質問につきましては、質問席でお願いいたします。

一般質問の発言順序につきましては、通告順となっております。

本日は1名の方から通告を受けています。7番松永隆志議員。

### ○7番（松永隆志君）

議席番号7番、諫早市議会議員の松永でございます。よろしくお願い申し上げます。

私、この福田町が住まいでございまして、本当に車で四、五分の所におりまして、地元の皆さんもここのごみ処理施設についてはいろいろ関心を持っておられます。また、新しい炉に移行していくことについて、いろいろ疑問とかなんかを持っている方もおられます。私ですね、この組合議会は8年ぶりでございます。8年ブランクがありまして、その前は4年間、この議会でいろいろ質問させていただきまして、久々のここでの質問になりますので、よろしくお願い申し上げます。

私のほうから7つの項目について、これも新炉建設と今の炉の反省とか、そういうもので全部関連の課題でございます。その中の事項を分けて書いていると思っていただければ、結構かと思えます。

まず、第1番目に早速入らせていただきます。

新施設建設、今度、ストーカ式の炉になります。今現在の炉というのは、ガス化改質式ですかね。言ってみれば、普通の焼却炉と違う、化学工場的な炉でございます。当時は、やっぱり世界でも最新型、そういう形で導入されたものでしたけれども、様々なトラブルもあって、もちろんメリットというかな、すごくいい点もありましたけれども、いろいろ反省すべき点もございました。

そして、今お伺いしたいのが、この施設建設、新しい施設を造るに当たりまして、現在の施設についての反省点やなんかもあるので、どのような点を新炉建設で注視していきたいとか、そういうものを当然考えておられると思いますので、この点についてお伺いしたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

### ○管理者（大久保潔重君）

管理者のほうで答弁をさせていただきたいと思えます。

現施設の処理形式は、先ほど松永議員がおっしゃったように、ガス化溶融炉のガス化改質方式でありまして、導入当時、国内での稼働は4件、国内でも例が少ない処理方式でありました。この方式は、ごみを低酸素状態で加熱することにより熱分解し、発生したガスを燃焼、または回収するとともに、灰や不燃物を溶融炉に投入し、高温で溶融することでガス化し、得られたガスを改質して発電機を回すガスエンジンの燃料ガスを得るという、非常に複雑なシステムでありました。したがって、稼働当初からこの組合が求める性能を発揮できずにごみ処理が滞り、さらに、運転には想定以上の多くの用役が必要となるなど、大きな問題が発生をいたしました。

そこで、この第2期ごみ処理施設の整備におきましては、同施設の整備方針検討委員会を立ち上げ、これらの問題点を十分に踏まえた上で、新施設の整備基本方針といたしまして、1、ごみを安全かつ安定的・効率的に処理する施設、2、環境負荷が小さく地球温暖化対策及び循環型社会形成を推進する施設、3、災害に強い施設、4、地域に信頼される施設、5、経済性に優れているとともに長寿命化を図ることができる施設、この5項目を定め、ごみ処理システムや事業方針について検討を行った結果、「ストーカ式焼却方式」の採用を決定いたしました。

この「ストーカ式焼却方式」は、国内で最も稼働実績の多い焼却方式で、技術的にも確立されている方式であることから、ごみを安全かつ安定的、効率的に処理する施設として、稼働当初からの安定した処理能力での運転が十分に確保できるものと考えております。

併せて、事業方式につきましては、公共が財源確保を行い、施設の設計、建設及び運営、維持管理を民間事業者に複数年にわたり一括して委託する「DBO方式」の採用を決定したことによりまして、経済性に優れているとともに、長寿命化を図ることができる施設として、経済的にも安定した運営が長期にわたって確保できるものと考えております。

また、20年間の運営期間におきましては、専門のコンサルタントによる「運転モニタリング」を実施することによりまして、適正な運転管理が行われるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○7番（松永隆志君）

ただいま管理者の御答弁にもありました中で、やっぱり今の炉というのは、本来ならば、長寿命化できればもっとよかったですよ。一般市民の感覚からいくと、この炉は決して悪い炉じゃない。なぜかといったら、プラスチックも全て分別が少なくて対処していただけるから。しかし、恐らく次に入るストーカ式炉というのは、今以上にやっぱりきちっとした分別、そして生ごみやなんかを減らしていただくということを市民の皆さんに徹底していかなくちゃい

けない。しかし、要は、長寿命化ができないような、やっぱり裏でいろいろコストがかかってきているというのが原因だと思います。

世界でも類を見ない、オーストリア国のサーモセレクト社が開発したやつで、結局、夢の炉だったのが夢の炉でなくなったという現実なんですよ。だから、長寿命化というのも、恐らく今度入る炉というのは、一応の年数規定でも補修をして、ストーカ式ですから、30年、40年と、そういう数字で割っていきますと、建設コストも割安になっていく。大体昔から1トン当たりのごみ処理に係る炉のあれは1億円、100トン炉を造れば100億円、それを大体入札にて実勢半額と言われていたような時代だったと思います。この場合には、ちょうどあのときはダイオキシン関係で、広域で大量のごみを扱う、人口20万人から30万人規模が絶対必要だという国の指導もあって、この広域の環境組合で取り組むに至ったと思うんですけどもね。

2番目にちょっとお伺いしたいのがですね、前回の反省からいくと、炉を建設して新しく移行したとき、トラブルがあった。移行期で、だから、ここで処理できなかったのも、市外のいろんなところをお願いせざるを得なくなったわけですね。

反省点として、そういうことがないようにするためにはどうしたらいいかということ、やっぱり今の炉と同時並行で、しばらくの間はきちっと動かして、よそに御迷惑をかけないように、新炉がトラブルがあったら、ちゃんと今までの炉で当面動かしていくようなこととか、何かいろんな対策が必要だと思うんですけども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

#### ○事務局長（加藤成昭君）

現施設の大きな課題でありました初期トラブルの対応について、旧施設の活用も含めということでのお尋ねだと思います。

第2期ごみ処理施設の完成は令和8年3月31日、供用開始はその翌日の令和8年4月1日からの予定でございます。現施設と新施設の2つの施設を共に同時期にごみ処理施設として供用することは法律的に認められておりませんので、新施設の供用開始に当たりましては、現施設は供用を終わらなければなりません。

したがって、新施設の稼働につきましては、供用開始前に試運転を行う計画でございます。この試運転を行うには、ごみの受入れや現施設との運転調整が必要となってまいります。実際に搬入されるごみを使用して試運転や性能試験を十分に注意しながら実施することにより、予定期日から本格稼働ができるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

また、法の規制やコスト面の考慮が必要となりますが、現施設の活用を含めた新施設の移行期の対応につきましても、今後、研究、検討を重ねてまいり

いと考えております。

#### ○7番（松永隆志君）

今、当局からのお話があったように、法的に移行期でダブリはできないということ。しかし、それに代わるものとして、試運転という実質上のダブる並行期間が生まれるわけですね。ですので、しっかりとこの試運転のときにごみの処理能力としての量をきちっとやって、慣らしの期間、試運転の期間というのを十分取って、問題なく令和8年4月1日には移行できるような体制というのを、これは絶対取っていただいて、そこでトラブルがあったら、全然反省も何もなかったということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3点目ですけれども、前回の施設、今の施設での大きな反省というのが、裁判とかになった原因というのがやっぱり処理経費だと思うんですよ。実際のところ、契約としては、この組合がしっかりしておられたというのは、応札条件で処理コストというのをきっちり押さえられていた。それを提示してJFEさんがやる。しかし、それが先ほどあったようにいろんなトラブルで、助燃剤をはじめいろんなコストがかかった。それが上乗せされていくと、やっぱり本当は経費的には物すごくかかってきていたというのが事実だと思います。それは約束と違うんじゃないのということで裁判ということになった。

そんな中で、覚書だ、変更覚書だといろいろありましたけれども、今度の施設というのはストーカ式ですので、まあ一応、分かりやすい機械だと思うんですよ。それであっても、トン当たりどれぐらいの処理経費がかかるのかというのはきっちり押さえおく必要があると思うんですよ。それをやっぱり相手方、炉を造るところも、そして運営するところ、特に処理経費ですから、運営を含めての契約という中で、その辺のトン当たりの処理経費というのをどう押さえっていくか、その辺の手法についてお伺ひいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

#### ○事務局長（加藤成昭君）

第2期ごみ処理施設の運営経費についての御質問にお答えをいたします。

第2期ごみ処理施設整備の事業方式につきましては、設計から建設、長期運営を一括して民間事業者へ委託する「DBO方式」を採用し、入札方法は「総合評価一般競争入札方式」で事務を進めているところでございます。

事業者の具体的な選定方法といたしましては、応募してきた事業者の入札価格や技術提案の内容を事業者選定委員会において総合的に評価し、その評価をもって落札候補者を選定し、その後、組合が決定するもので、20年間の運営経費も含めて入札が行われ、来年度当初に落札者決定を予定しているところでございます。

したがいまして、第2期ごみ処理施設の運営経費につきましては、落札者が決定をしなければ確定はいたしません。大まかな目安といたしましては、後ほど御審議いただく令和3年度補正予算の議案で予算の裏づけとして必要な債務負担行為補正として、当該事業の総事業費の限度額を上程させていただいており、運営経費につきましては20年間全体で148億8,000万円、年平均で7億4,400万円を上限として見込んでいるところでございます。

**○7番（松永隆志君）**

今言われた額というのを契約の中に盛り込んでいくんですかね。実際に運営会社とか契約した相手先にどういう形で、契約の中身、その辺のところの額というのを、この期間でこれだけですよということで契約の中に数字的なもので表していくのか、その辺についてはいかがでしょうか。

**○事務局長（加藤成昭君）**

ただいまの御質問にお答えいたします。

応札条件という形ではなく、契約の中で担保するということになってまいります。

**○7番（松永隆志君）**

理解できました。過去は応札条件という形にしておりましてけれども、契約というものの中でその辺は押さえていくということであれば、担保できるんじゃないかと思えます。

それともう一つは、やはり不測の事態とかなんかがあって、どうしても、恐らく契約上はこの金額となっているけれども、年によってはいろいろ変わってきたり、ごみの質やなんかでもその辺の処理経費が変わってきたりするわけですよ。その辺についての覚書的なものも当然できていくと思うんですよ。しかし、それに当たっては一つの条件として、きちっと技術の分かったコンサルさんとかなんかの意見を押さえてとして入れていただくようなことをお願いします。

これについては次の4番目に関係するんですけども、今の施設の大きな反省点というのが、この組合の管理の中で職員の方々も、実際に今の炉についての明確な知識的なものというかな、本当の心臓部はブラックボックスになっているわけですよ。企業秘密。だから、そういう意味でストーカ式については割と全国的に造られていますし、基本的には昔の炉に近い形ですよ。昔、各自治体が持っていたような燃やす形、それがダイオキシンやなんかの発生が少ないように、なおかつ、発電とか、何かいろんなプラス面が付け加えられて性能が上がっていると思えますけれども、この辺について、技術的把握の手法、例えば、直営でするならば、これは職員が全部知っておかないといけない。しかし、お願いしてやっているならば、何かトラブルがあったときに、これは

修理が必要ですよと言われたときに、向こうの言いなりじゃ困るわけですよ。その辺を押さえながら、組合として管理していく、この辺の技術の押さえについてはどのような対処法を考えているのか、教えていただきたいと思います。

**○事務局長（加藤成昭君）**

組合として技術的把握に、どのように関与していくのかというお尋ねにお答えをいたします。

第2期ごみ処理施設は、ストーカ式焼却方式によりごみ処理を行いますが、組合としての技術的な把握に関しましては、ごみ処理施設についての技術的専門職員を組合自身が有しておりませんので、専門のコンサルタントによります運転モニタリングを実施する計画でございます。外部からのモニタリング事業者を関与させることによりまして、運転管理事業者からの意見や報告のみではなく、モニタリング事業者の意見等を聴取しながら技術的な部分の把握等を行うことができ、不適切な運転管理等を抑制し、適正かつ効率的で安定的な運営が図られるものと考えております。

加えまして、本組合職員に対する技術面での教育等につきましても、モニタリング事業者の協力を受けながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**○7番（松永隆志君）**

今の御説明をちょっともう一回おさらいすると、実際、運転する側、組合側があって、そして、組合としては技術的にストーカ方式だから勉強はしていくけれども、きっちり技術的に押さえる、もう一つの別の業者にその辺を見て管理してもらおう、そういうことでよろしいですかね。

**○事務局長（加藤成昭君）**

議員おっしゃるとおり、専門的な部分につきましてはモニタリングを発注いたします外部の事業者のほうにお願いしながら、組合としてもその技術は習っていくということでございます。

**○7番（松永隆志君）**

分かりました。しかし、モニタリング会社とかコンサルというところに対して、しっかりした押さえをしていかないと、何もないければ、ただ見過ごしていけば、一応点検しました、見ておかしくないですよという形で通り過ぎてしまうわけなんですよ。だから、その辺のモニタリング会社の選定、そしてモニタリング会社の報告等について、きっちり把握して押さえがきくような形での組合としての取組、これだけはきっちりお願いいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、5番目です。

ここは今、J F Eさんが運転業務をしておられます。そこに雇用されておら

れる方がいると思うんですけども、大体人数は何人ぐらいおられるんですかね。

**○事務局長（加藤成昭君）**

今の雇用者について、現在処理棟のほうで雇用されている職員数につきましては、四十六、七名というふうにお聞きをしているところでございます。

**○7番（松永隆志君）**

私が言いたいのは、この組合の職員さんたちは当然異動もあって、各市から来られたりで問題ないんですけども、今、JFEさんでの雇用というのは、恐らくこの炉ができて、やっぱりJFEさん、向こうから来られた方も当然おられると思いますけれども、地元で採用された、地元の方というのも当然おられると思うんですよ。その辺は把握しておられますでしょうか。47人ですかね、そのうちに、どれくらいがやっぱり地元の採用の人でというふうなところを把握しておられますか。

**○事務局長（加藤成昭君）**

正確な人数についてはちょっとお聞きをしておりませんが、現在、雇われていると、先ほど申し上げた人数のうち、三十数名の方々が地元で雇用という形というふうに向っております。

**○7番（松永隆志君）**

その三十数名の方が今後、例えば、ストーカ方式に変わった、恐らくJFEさんもストーカ方式でいい技術を持っておられますし、いろんなところで実績があるから、JFEさんという形になるかもしれないけれども、ほかのメーカーというのも十分考えられるわけですよ。そのときに、その30名ぐらいの方、いろいろ御希望とかなんかも取っていかないといけないと思いますけれども、やはり地元の方で地元でこういう職ができて、採用されて、今ここで働いている方というのが、いや、ここが変わったら解雇されますよ、そういうことがないように、普通ならば、こういうところの管理が変わってきたら、やっぱり次の炉についても運転業務をやるところが変わっても、やっぱり地元の方を同じように継続して雇用ができるようなところについても、やはりこれは組合議会としても、やっぱり地元の方、諫早の方とかこの地域の方の職場でするので、その辺については管理者を含めて十分に配慮をしていただきたいな。これは今すぐ言うたって返事できない。その辺を考えながら、今のJFEさん、そして、入札されて新しく決まるところ、管理するところ、その辺に合わせながら、十分働いている方の意向も聞きながら対処していただきたいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

**○事務局長（加藤成昭君）**

第2期ごみ処理施設整備に関しましては、事業者選定委員会の中で事業者

の選定の準備をしているところであり、その実施方針につきましては、先月の7月に公告し、公表させていただいたところでございます。

その実施方針の中で、雇用への配慮といたしまして、雇用については組合構成市内人材の雇用にも配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。特に、第2期ごみ処理施設の運営を行うに当たっては、住民サービスの向上を図るとともに、安定したごみ処理を確実に遂行することが重要であるため、構成市内の廃棄物処理事業の特性に対応できる人材として、既存施設の運転員等として従事している者で、第2期ごみ処理施設の運転員等として雇用を希望する者を双方において適切な雇用形態が形成されない場合を除き、優先的に雇用することということを掲げております。

現施設において従事されている方々の雇用が、新しい施設のほうでできるだけ確保されるようお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○7番（松永隆志君）

今答弁されたとおり、この辺についてはしっかりですね、一人の方もこれがなくなることによって、生活に不安を覚えたり、働く場が失われるようなことがないように、その辺は職場が変わっても、それは、そういうときには仕方ないことではしょうけれども、しっかりした形で雇用というのを提供するというのがやはりこの組合としての一つの責務だと思っておりますので、よろしく願います。

次に、6番目でございます。

余熱利用施設、ここの下にのんのこ温水施設がございます。地元の方を含め、近頃では防災で、大雨とかなんかのときにわざわざここに上ってきて避難される方もおられる。お風呂に入りながら大雨を過ごすという方もお話を聞いたことがあります。この余熱利用システム施設については、当然ストーブ式であろうが、熱が出る。それは発電とかいろんなあれとは思いますが、まづもって、そこの施設について、今後新しくなったらどういうふうな考えを持っておられるか。逆に近くなるわけですね。余熱利用としては、熱の移動としては距離も短くなる。この施設を今後どうしようとしていくのか。また、その運営方式とか将来的な考えとかがありましたら、お伺いいたしたいと思っております。

#### ○事務局長（加藤成昭君）

新施設の建設に伴います余熱利用施設「のんのこ温水センター」についての御質問にお答えをさせていただきます。

第2期ごみ処理施設整備に関しましては、事業者選定委員会の中で事業者の選定手続を進めているところでございます。余熱利用施設への電力や温水の供給に関しましては、事業者が新施設の入札に参加する要件で、これまでと

同様に、電力と温水のいずれも余熱利用施設に供給する予定でございます。余熱利用施設「のんのご温水センター」につきましては、新施設の建設後も従前と変わりなく御利用いただきたいと思いますと考えているところでございます。

○7番（松永隆志君）

そしたら、管理方式とか、今はどちらが受けておられるか知りませんが、その辺についても、それは今後の検討課題かもしれませんが、その施設は施設として従前どおりやっていくということですね。

○事務局長（加藤成昭君）

今のお尋ねにお答えいたします。

現在の「のんのご温水センター」につきましては、組合が所有して、指定管理者に運営を任せているという状況でございます。

新施設の建設後につきましても、同じ指定管理という形で運営を任せていきたいというふうに考えております。

○7番（松永隆志君）

了解いたしました。

あと、最後に地元の方々というのは、福田町をはじめ、近隣の町の方々というのは、この施設、最初のトラブル以外、地元の方からここは困るよという話はある聞きません。前、一時期、夏の間、少し臭ってくるのかなんかの話は何回か聞きましたけれども、それ以降、地元の方もおおむねこの施設に対して協力的にやっていたらと思っております。

今度新しい施設になっても、特に、やっぱり地元の方々に理解していただくなくちゃいけないと思います。ちょっと言われているのは、「えっ、この施設は諫早だけじゃなくて、島原半島全部から持ってきよらすとですか。」という、そういう話は聞きます。その件を含めて、「それだけの能力のある施設ですから。」ということでお話ししたり、いろいろやっぱり私に対しても質問が来ます。向こうのほう、やっぱりごみの搬入とか、やはり今は大きなガスを積んだやつが上ってきますよね。そういうのでいろいろな質問はありますが、トラブルとか苦情的なものは至って少のうございます。

それで、今後、やっぱり地元に対しても説明会が行われると思います。そのとき、前回の説明会というのは、かなり昔ですけども、最初、私も地元の説明会に出ましたら、この施設は夢の炉ですよって、自転車でも放り込んでよかですよって、そこまで言われました。そしたらちゃんと、全部きれいにして、金属は分けてといてですね。そして、電気はじゃんじゃん発電するので何とかと言って。確かにですね、言われたところはですね、間違いはなかったんですけども、ちょっと盛り過ぎの御説明もあったところがございます。

しかし、新炉というのはストーカ式だから、そんな技術的に漏れるようなと

ころはありませんのでですね。しかし、必要なのはこの地域での、やっぱりごみ施設というたら、誘致して持ってくる施設じゃないんですよ。そこだけは理解しておかないとですね。やっぱりあくまでも、悪い言い方をすると、迷惑施設で、どこだっていないほうがいいんだ。しかし、どこかが受け持っていないと、ごみ処理というのは自治体としては最大の課題ですので、そこは地元の協力だと思っんですよ。それで、この施設も安全で安心で、臭いも何もしないというところのきちっとした説明というのをやっぱり地元の方々に対しても、どういう形で造っていきますとか、どういうふうな施設が最終形ですよという、その説明については大体いつぐらいに地元にされる御予定でしょうか。

**○事務局長（加藤成昭君）**

新施設の建設に伴います地元説明会の御質問についてお答えをいたします。

現施設の建設の際におきましても、地元である福田町や周辺の自治会、住民の方々への説明をしながら、事業を進めてまいったところでございます。

現在の施設を供用開始した以降は、隣接する福田町、御手水町、中田町の方々に構成されます県央県南クリーンセンター地域協議会を設立していただき、現施設の運転状況の報告や本組合と周辺住民の方々との交流、意見交換の場として事業を行っていただいているところでございます。また、第2期ごみ処理施設の整備につきましても、この地域協議会において随時御報告申し上げているところでございます。

また、御手水町や中田町を含む諫早市長田地区自治会連合会の定例会におきましても依頼がございましたので、新施設の進捗状況等につきまして説明を行ってきているところでございます。

併せて、この組合議会の皆様に対しましても、全員協議会、あるいは定例会等を通じて御説明を随時行ってきているところでございます。

組合といたしましては、今後も引き続き事業の進捗に応じ、地元への説明を行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○7番（松永隆志君）**

分かりました。とにかく地元に対してはしっかりした説明というのが、やっぱり疑問を持たれちゃいけない。先ほど管理者の一番最初のお話にもありましたように、やはりこの施設は信頼できる施設なんだというふうな地域住民の方々の認識があって、初めてやっぱり協力とかなんかが生まれてくると思っんです。今まで、ここには古い施設から、ずっとこの地域というのはごみ処理施設があります。大きな爆発事故みたいなのがあったこともありませんしですね、そんな中で、皆さんの御協力も得られようと思っます。そのためにはきちっとした十分な説明、そして、いろいろな要望も出てくると思っんですよ。そういうものに対する細かな対応というのも心がけていただきたい。

特に、今の施設でも学校関係とか、この地区だけじゃなくて、島原半島を含めて、いろんなところから学習に来ておられますよね。あれは非常にいいことで、やっぱり施設、そして地域住民と同時に、やはり学校関係、特に小学生とかなんかにどうやってこういう処理をしているんだ、だから、そのためにはごみをどうやって減量化させていかないといけないんですよ。

特に、生ごみについては、むしろ、ここに出すよりもコンポストとかの処理とか、いろんな形でごみを減らしていく努力というものについて、子供の、特にやっぱり小学生とかなんかにその辺をきっちりした形で教育ができればなと思います。

この施設の見学というのも一つの社会科見学だと思いますし、そういう意味でも、今後とも、この新しい施設も無事に、地域の期待に応えるような形での施設となっていられるようお願いしたいと思います。私も組合議員としていろいろ気づきの点とか、質問はじかに事務局のほうにもお伺いしたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

**○議長（林田直記君）**

これにて通告されました一般質問は全て終了いたしました。

議場整理のため、この場でしばらく休憩いたします。

（午後 2 時 4 7 分 休憩）

（午後 2 時 4 8 分 再開）

**○議長（林田直記君）**

会議を再開いたします。

次に、日程第 7、報告第 1 号「繰越明許費について（令和 2 年度県央県南広域環境組合一般会計）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（加藤成昭君）**

報告第 1 号「繰越明許費について（令和 2 年度県央県南広域環境組合一般会計）」につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、令和 2 年度県央県南広域環境組合一般会計予算につきまして、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、歳出予算の経費を繰り越しましたので、同法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

3 ページをお開きください。

3 ページは「繰越明許費繰越計算書」でございます。

内容は、上から順番に、「ごみ処理施設改修事業」ではガスエンジン改修工

事とその施工監理業務を、「第2期ごみ処理施設整備事業」では敷地造成実施設計業務を令和3年度へ繰り越したものでございます。

翌年度繰越額の合計は21億9,468万5,000円となり、事業ごとの繰越額及びその財源は、表に記載のとおりでございます。

次に、4ページに繰越しの理由を記載しております。

「ごみ処理施設改修事業」につきましては、ガスエンジン改修工事に不測の日数を要したため、また、「第2期ごみ処理施設整備事業」につきましては、公共測量において国土院との協議に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第1号「繰越明許費について」の説明を終わらせていただきます。御了承賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（林田直記君）**

これより報告第1号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第49条の規定に基づき、1議題につき3回までといたしております。

質疑のある方はどうぞお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（林田直記君）**

なければ、これをもって質疑を終結します。

報告第1号は、以上の報告をもって御了承をお願いいたします。

次に、日程第8、議案第4号「令和3年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（加藤成昭君）**

議案第4号「令和3年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

議案第4号の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,945万円を追加して、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億6,838万1,000円にしようとするものでございます。

その内容といたしましては、予算書の第1表に記載のとおりでございます。

また、第2表において、第2期ごみ処理施設整備・運営事業に係る債務負担行為補正を計上させていただいております。

それでは、補正予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書は3ページと4ページでございます。

説明は、本日配付いたしました、「議案第4号参考資料」に沿って説明をさ

せていただきます。

議案参考資料の1ページを御覧ください。

まず、大きい1の第1表「歳入歳出補正予算」関係についてでございます。

本施設の「つなぎ運転」のために必要な「ごみ処理施設改修事業」のうち、「基幹的設備改良工事」につきましては、昨年度末に予定どおり完成をいたしておりますが、「ガスエンジン改修工事」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、今年度へ繰り越すこととなったため、海外から1台ずつ輸入されてきたガスエンジンを順次保管するために掛かった経費や保管期間中のメンテナンスに掛かった経費などとして、1,945万円を増額しようとするものでございます。

また、この財源につきましては、補正前の財源と同様に、「ごみ処理施設建設整備基金」をもって充てようとするものでございます。

次に、大きい2の第2表「債務負担行為補正」関係についてでございます。

予算書は5ページと10ページでございます。説明は参考資料の2ページと3ページを御覧ください。

まず、2ページの(1)には、債務負担行為補正を行う「第2期ごみ処理施設整備・運営事業」の事業内容につきまして記載をさせていただいております。

内容につきましては、記載しておりますとおりの内容でございます。

次に、(2)の債務負担行為補正についてでございます。

この事業につきましては、先月、事業者を募集するための実施方針を公表するなど、事業者選定に係る事務を進めているところでございまして、今後、実施をいたします入札公告を含む一連の契約行為は、設計から建設、運営に係る事業期間が長期にわたりますため、その期間と限度額について、地方自治法に規定する債務負担行為を設定する必要があることから、所要の補正を行おうとするものでございます。

債務負担行為補正の設定期間につきましては、全体として令和4年度から令和27年度までで、うち設計・建設に係る期間は、令和4年度から令和7年度まででございます。また、運営・維持管理に係る期間は、令和8年度から令和27年度までの20年間でございます。

次に、限度額といたしましては、全体として458億4,000万円、うち設計・建設に係る限度額は309億6,000万円を、運営・維持管理に係る限度額は148億8,000万円をそれぞれ見込んでいるところでございます。

次に、資料の3ページを御覧ください。

上段にあります青い表は、第2期ごみ処理施設のごみ処理システムや事業方式の検討を行った際に、3つのごみ処理システムのトータルコストを比較

検討するため、施設建設費や運営維持管理費などを大手プラントメーカーからの見積りで試算した金額を記載したもので、既に皆様にもお示しさせていただいているものでございます。

今回の債務負担行為の限度額につきましては、この表のケースA、ストーカ式焼却方式の欄の赤丸の1と2に記載しております金額に基づいて設定をさせていただいております。

なお、表の金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額で、債務負担行為の限度額は税込みの金額となりますので、表の下のほうに税込み金額として積算内容を記載させていただいております。

なお、限度額に係る財源の内訳につきましては、予算書の10ページに記載の金額をそれぞれ見込んでいるところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（林田直記君）**

これより議案第4号に対する質疑に入ります。質疑は歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示しください。

質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（林田直記君）**

歳入について、ないようでございますので、それでは次に、歳出に対する質疑に入ります。ないですか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（林田直記君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（林田直記君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（林田直記君）**

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。3時10分から再開いたします。

(午後2時58分 休憩)

(午後3時10分 再開)

○議長（林田直記君）

会議を再開いたします。

次に、議案第5号「令和2年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤成昭君）

議案第5号「令和2年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定に付すものでございます。

それでは、お手元に配付しております主要施策の成果説明書により、令和2年度の決算概要を御説明申し上げます。併せまして、決算書のほうも御覧いただければと存じます。

まず、成果説明書の5ページをお開きください。決算書は1ページでございます。

成果説明書5ページの下段の令和2年度決算収支の状況の表中、令和2年度の欄を御覧いただきたいと存じます。

令和2年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額85億4,877万6,155円、歳出総額58億5,651万2,342円となり、歳入歳出差引残額は26億9,226万3,813円で、翌年度に繰り越すべき財源21億8,812万3,430円を差し引いた実質収支額は5億414万383円となっております。残額の主なものは、用役費や施設の運転委託料に係るものでございます。

続きまして、歳入の主な内容について御説明申し上げます。

成果説明書6ページ、7ページをお開きください。決算書は10ページから13ページでございます。

成果説明書6ページは、款別の説明、7ページの上段①は予算額と決算額との比較、中段②は款別の前年度決算額との比較、下段③は、過去5年間における歳入決算額の推移をグラフで表したものでございます。

成果説明書7ページ中段②の款別決算額、前年度比較の表で説明をさせていただきますと存じます。

まず、1款、分担金及び負担金は、構成4市からの分担金で33億円、前年度比10.0%、額にして3億円の増となっております。

なお、構成市別の内訳につきましては、決算書11ページの備考欄に記載を

しております。

次に、2款、使用料及び手数料でございます。1項、使用料につきましては、組合所有地への電柱等の敷設に伴う行政財産の目的外使用料といたしまして、1万2,000円でございます。

2項、手数料は、一般家庭や事業所等から当組合へ直接持ち込まれた一般廃棄物処理に係る手数料でございます。一般家庭から直接持ち込まれる有料ごみは増加したものの、事業所等からの有料ごみが昨年度より減少しており、これに伴い、前年度比367万8,000円、率にして1.8%の減で、総額は2億201万6,000円となっております。

次に、3款、国庫支出金でございます。

第2期ごみ処理施設整備事業に対する国の循環型社会形成推進交付金で、2,482万5,000円、前年度比100%の増でございます。

なお、交付決定額3,138万6,000円のうち、収入済みの2,482万5,000円を除く656万1,000円につきましては、事業の一部を令和3年度に繰り越したことに伴う収入未済額でございます。

次に、4款、財産収入でございます。

ここは全て基金の預金利子でございます。基金の預け入れ額の増に伴い、前年度比7万9,000円、率にして15.4%増の59万2,000円ございました。

基金ごとの内訳につきましては、決算書11ページ中段の備考欄に記載をしております。

次に、5款、繰入金でございます。

財政調整基金と特定目的基金であるごみ処理施設建設整備基金及び用地取得基金からの繰入金で、27億9,979万6,000円、前年度比100%の増でございます。

次に、6款、繰越金でございます。

令和元年度からの繰越金で2億5,505万6,000円、前年度比0.2%、額にして40万7,000円の減となっております。

次に、7款、諸収入でございます。

1項、組合預金利子は、歳計及び歳計外現金の預金利子として1万9,000円でございます。

2項、雑入は、和解に伴う精算金、運転管理業務に係る精算金、余熱利用施設の指定管理者から納められる上水道使用料負担金などで、総額は2億876万円で、前年度と比べますと605万4,000円の減となっております。

これと組合預金利子を合わせた諸収入全体では、前年度比2.8%、605万3,000円の減となっております。

なお、不納欠損はございませんでした。

続きまして、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

成果説明書の8ページ、9ページをお開きください。決算書は16ページから21ページでございます。

成果説明書8ページは款別の説明、9ページの上段①は、予算額と決算額との比較、中段②は款別の決算額前年度比較、下段③は過去5年間における歳出決算額の推移をグラフで示したものでございます。

9ページ中段②の款別決算額前年度比較の表で御説明を申し上げます。

まず、1款、議会費でございます。

議会費は、組合議会の運営に係る費用でございます。令和2年度は視察研修が実施できなかったことなどにより、前年度比51.6%の減で90万8,000円であり、上段①の予算の執行率につきましては21.4%でございます。

なお、不用額の主なものといたしましては、視察研修や臨時議会に係る議員報酬及び費用弁償などの執行残でございます。

次に、2款、総務費は、組合の管理運営に係る費用で、職員の給与、事務所の経費、争訟費、基金積立金、監査委員費などでございます。

令和2年度は、ごみ処理施設建設整備基金への積立額の減などにより、決算額は前年度比で67.0%減の、4億8,077万1,000円となっております。予算の執行率は99.5%でございます。

不用額の主なものとしましては、旅費や事務費などの執行残でございます。

次に、3款、衛生費でございます。施設の整備費や用役費、運転管理業務などのごみ処理に係る経費及び余熱利用施設に係る経費でございます。

令和2年度は、クリーンセンターの基幹改良工事に係る工事請負費や、つなぎ運転に係る委託料の増などにより、決算額は、前年度比で232.6%増の53億7,483万3,000円であり、予算の執行率は66.9%となっております。

不用額の主なものは、用役費や運転委託業務、また、次世代炉の整備に係る委託業務などの執行残でございます。

次に、4款、公債費でございます。公債費は、組合が発行した地方債に係る償還金で、元金、利子、共に令和元年度末で償還完了となりましたので、決算額はございませんでした。

最後に、5款、予備費でございます。充用する案件がありませんでしたので、予算額の1,000万円は全て執行残となっております。

成果説明書の10ページをお開きください。

上段に用役費の前年度比較、その下は、平成28年度以降の推移をグラフ化

して掲載いたしております。

LNGと電気の使用量は、基幹改良工事を実施したことにより、昨年度に比べて増となっております。

また、11ページ上段には、人件費の前年度比較、中段には基金の状況について記載をいたしております。

3つの基金の令和2年度末の残高は34億8,185万2,000円でございます。

成果説明書12ページ、13ページをお開きください。

地方債の状況を記載しております。

12ページの上段①借入額等の表は、太枠部分が令和2年度に新たに借り入れたものでございます。

下段は、②公債費の推移でございますが、令和元年度末をもって償還が完了しており、太枠部分が令和2年度に借入れを行った分でございます。この償還は令和3年度からになりますので、元金と利子の償還はございませんでした。

13ページをお開きください。

上段③は公債費の推移、下段④は地方債現在高の推移について、それぞれグラフで示したものでございます。

次に、決算書の24ページ、25ページの1、公有財産の(1)土地及び建物の表を御覧ください。

令和2年度の土地及び建物の現在高について掲載しており、建物についての移動はございませんでしたが、土地について、令和2年度中に増減がっておりますので、24ページ中段の土地の決算年度中増減高の欄を御覧ください。

第2期ごみ処理施設建設のために、地元の地権者から購入いたしました土地が3筆、3,042平方メートルございましたので、この分が増となっております。また、市道中山線の交通量の緩和のために、当組合が操業開始時に併せて整備をいたしました、現在の諫早市の市道中山東線の用地につきまして、令和元年度までの起債の償還が完了するまで、諫早市への寄附と名義変更を保留しておりました、77筆、1万6,080.48平方メートル分が減となり、さらに、上水道の供給を受けるため、同じく当組合が整備をいたしました、現在の中山配水池の敷地の土地で、これにつきましても起債の償還が完了するまで、同様に保留しておりました、2筆、338.17平方メートル分も減となりましたので、これらを合算した76筆、1万3,376.65平方メートルが減となったものでございます。

なお、基金を除くその他の財産につきましては、増減はあっておりません。

以上で歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

なお、去る7月20日に監査委員によります決算審査を受けましたので、別冊にて審査意見書を添付させていただいております。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（林田直記君）**

これより議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示しくください。

質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はお願いをいたします。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（林田直記君）**

なければ、次に、歳出に対する質疑に入ります。よろしいでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（林田直記君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（林田直記君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第5号は、これを認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（林田直記君）**

異議なしと認めます。よって、議案第5号は認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（林田直記君）**

異議なしと認めます。

これをもって令和3年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

（午後3時26分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長 林田直記

署名議員 大山真一

署名議員 上田篤